

政令第 号

交通政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表海事分科会の項中「（昭和三十四年法律第三百三十七号）」の下に「、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）」を加える。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 理由

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、海事分科会の所掌事務に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の規定により交通政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加する必要があるからである。